

登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領

第1 趣旨

登別市が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）の指名停止の事務処理については、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 指名停止

- 1 市長は、資格者が別表第1又は別表第2の各項に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

第3 下請負人及び共同企業体に関する指名停止

- 1 市長は、第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 市長は、第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

第4 指名停止の期間の特例

- 1 資格者が1の事案により別表各項の停止要件の2以上に該当したときは、当該停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
 - (1) 別表第1項から第8項までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、同表第1項から第8項までの停止要件に該当することとなったとき又は第9項から第17項までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、同表第9項から第17項までの停止要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第9項から第11項までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に同表第9項から第11項までの停止要件に該当することとなったとき又は第12項から第15項までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第12項から第15項までの停止要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 市長は、資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

第5 随意契約の相手方の制限

契約担当者は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特に必要と認めた場合には、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

第6 下請等の禁止

契約担当者は、指名停止の期間中の資格者が当該契約担当者の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

第7 停止要件該当事項の報告等

主管部長は、別表の停止要件に該当する恐れのある事象が発生したときは、速やかにその事実を調査確認の上、発生した事象内容が把握できる関係書類を総務部長に送付するものとする。

第8 指名停止の審査

- 1 総務部長は、第7の規定により、停止要件該当事項に係る報告等を受理したときは、速やかにその事実を調査確認等の上、停止要件に該当すると認めたときは、競争入札参加指名停止内申書（別記様式第1号。以下「内申書」という。）により市長に報告するものとする。
- 2 市長は、当該内申について、必要に応じ、当該内申書に意見を付して契約審議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、前項により諮問した事件につき、契約審議会から審議結果の通知があったときは、当該資格者の競争入札への参加指名の停止及びその期間を決定するものとする。

第9 指名停止等の通知

総務部長は、第8第3項の規定による市長の決定を受けたときは、資格者に対し競争入札参加指名停止書（別記様式第2号）により、また、関係部長に対し競争入札参加指名停止通知書（別記様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

（指名停止期間の変更及び指名停止の解除）

第10 第7、第8及び第9の規定は、指名停止期間の変更及び指名停止の解除の場合について準用する。

第11 指名停止の決定前における措置

総務部長は、第8第3項の規定に基づく指名停止の決定前において別表の停止要件に該当することとなる資格者を指名競争入札に参加させないこととする必要がある場合は、その旨を決定することができる。この場合において総務部長は、速やかに関係部長に対し当該決定の内容を通知するものとする。

附 則（平成7年訓令第5号）

（施行期日）

1 この要領は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前において登別市建設工事等入札参加資格審査事務処理要綱（昭和63年9月26日訓令第11号。以下「旧基準」という。）により指名停止を受けた者については、当該指名停止の期間が経過することとなる日までの間は、なお従前の例による。

3 旧基準に該当した者で、この要領の施行の日までにその措置の決定をしていない者については、この要領により取り扱うものとする。

附 則（平成9年訓令第6号）

この訓令は、平成9年4月1日に施行する。

附 則（平成17年訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第12号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第22号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第2関係）

建設工事請負契約に係る指名停止基準

停止要件	期間
<p>（虚偽記載）</p>	
<p>1 本市の発注する工事の請負契約に係る競争入札の執行の際に提出させる一般競争入札参加資格審査申請書（添付資料を含む。）その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該指名停止を決定した日の翌日から（以下「当該決定した日の翌日から」という。）1箇月以上6箇月以内</p>
<p>（過失による粗雑工事）</p>	
<p>2 本市と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該決定した日の翌日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>3 市内における工事で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該決定した日の翌日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>（契約違反）</p>	
<p>4 第2項に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該決定した日の翌日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p>	
<p>5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該決定した日の翌日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該決定した日の翌日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故）</p>	
<p>7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適</p>	<p>当該決定した日の翌日から2週</p>

切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	間以上 4 箇月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該決定した日の翌日から 2 週間以上 2 箇月以内
(贈賄)	
9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)	4 箇月以上 12 箇月以内
(2) 資格者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	3 箇月以上 9 箇月以内
(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)	2 箇月以上 6 箇月以内
10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	3 箇月以上 9 箇月以内
(2) 一般役員等	2 箇月以上 6 箇月以内
(3) 使用人	1 箇月以上 3 箇月以内
11 次の(1)又は(2)に掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	2 箇月以上 6 箇月以内
(2) 一般役員等	1 箇月以上 3 箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
12 市発注工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當	当該決定した日の翌日から 3 箇月以上 9 箇月以内

<p>であると認められるとき。</p>	
<p>1 3 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（前項に掲げる場合を除く。）</p> <p>（談合）</p>	<p>当該決定した日の翌日から2箇月以上 9箇月以内</p>
<p>1 4 市発注工事に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3箇月以上 12箇月以内</p>
<p>1 5 道内において、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（前項に掲げる場合を除く。）</p> <p>（不正又は不誠実な行為）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2箇月以上 12箇月以内</p>
<p>1 6 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該決定した日の翌日から1箇月以上 9箇月以内</p>
<p>1 7 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該決定した日の翌日から1箇月以上 9箇月以内</p>

別表第2（第2関係）

建設工事請負契約以外の契約に係る指名停止基準

停止要件	期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 本市の発注する契約に係る競争入札の執行の際に提出させる入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該指名停止を決定した日の翌日から（以下「当該決定した日の翌日から」という。）1箇月以上6箇月以内</p>
<p>（過失による粗雑な契約履行）</p> <p>2 本市と締結した契約（以下この表において「市発注契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該決定した日の翌日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>3 市内における契約で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該決定した日の翌日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、市発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該決定した日の翌日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該決定した日の翌日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該決定した日の翌日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故）</p> <p>7 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生</p>	<p>当該決定した日の翌日から2週間以上4箇月以内</p>

<p>じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(贈賄)</p>	<p>当該決定した日の翌日から2週間以上 2箇月以内</p>
<p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>(2) 資格者の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4箇月以上 12箇月以内</p> <p>3箇月以上 9箇月以内</p> <p>2箇月以上 6箇月以内</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3箇月以上 9箇月以内</p> <p>2箇月以上 6箇月以内</p> <p>1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>11 次の(1)又は(2)に掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2箇月以上 6箇月以内</p> <p>1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>12 市発注契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該決定した日の翌日から3箇月以上 9箇月以内</p>
<p>13 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は</p>	<p>当該決定した日の翌日から2箇</p>

<p>第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。（前項に掲げる場合を除く。）</p> <p>（談合）</p>	<p>月以上 9箇月以内</p>
<p>14 市発注契約に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3箇月以上 12箇月以内</p>
<p>15 道内において、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（前項に掲げる場合を除く。）</p> <p>（不正又は不誠実な行為）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2箇月以上 12箇月以内</p>
<p>16 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該決定した日の翌日から1箇月以上 9箇月以内</p>
<p>17 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該決定した日の翌日から1箇月以上 9箇月以内</p>

別記様式第1号（第7、10関係）

<p style="margin: 0;">競争入札参加 指名停止 指名停止期間変更 内申書 指名停止解除</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">登別市長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">総務部長</p> <p style="margin: 0;">次の資格者は、登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（別表第1、別表第2 関係第 項第 号・第4第5項・第4第6項）の規定に該当するものと認められるの ので内申します。</p>			
1	資格者の住所氏名 (法人の場合は、名 称及び代表者氏 名)		名簿番号
2	資格種別		
3	該当項目	指名停止基準別表第1、第2関係第 項第 号該当	
4	該当する事実の発生 年月日	年 月 日	
5	該当理由		
6	当該年度の受注経歴 及び履行実績		
7	該当事項に関し、資 格者が採った事後措 置		
8	現在の指名停止期間	年 月 日から 年 月 日まで	指名停止通知年 月日及び番号
9	備考		

注1 指名停止の場合にあつては「1」から「7」までの欄に、指名停止期間の変更及び指名停止解除の場合にあつては「1」から「5」まで及び「8」の欄に記載すること。

2 「該当理由」欄は、なるべく詳細に記載すること。

3 この内申書には、該当理由を証するに必要な書類その他必要と認められる書類等を添付すること。

競争入札参加指名停止書

第 号
年 月 日

(資格者) 様

登別市長 印

登別市が行う に係る指名競争入札に関する指名を次のとおり停止したので通知します。

1 指名停止の期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 指名停止の理由

(部 グループ)

競争入札参加指名停止期間変更通知書

第 号
年 月 日

(資格者) 様

登別市長 印

年 月 日付け 第 号で通知した指名競争入札に関する指名停止期間を次のとおり変更したので通知します。

- 1 指名停止の期間 変更前 年 月 日から
年 月 日まで
- 変更後 年 月 日から
年 月 日まで

2 指名停止期間変更の理由

(部 グループ)

競争入札参加指名停止解除通知書

第 号
年 月 日

(資格者) 様

登別市長 印

年 月 日付け 第 号で通知した指名競争入札に関する指名停止を
年 月 日付けで解除したので通知します。

指名停止解除の理由

(部 グループ)

別記様式第3号（第9、10関係）

指 名 停 止
競争入札参加 指名停止期間変更 通知書
指 名 停 止 解 除

年 月 日

関係部長 様

総 務 部 長

次の資格者は、登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（別表第1、別表第2関係第 第 項第 号・第4第5項・第4第6項）の規定に該当し（指名の停止・指名期間の変更・指名停止の解除）が決定されたので通知します。

資格者の住所氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）	資格	指 名 停 止 期 間		該 当 事 項	名簿	指名停止解除 年 月 日
		変 更 前	変 更 後			
		年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	指名停止基準 別表第 第 項 第 号該当		年 月 日